



セルフ式スタンドでの 事故に注意しましょう



セルフ式スタンド（顧客が自ら給油等を行うセルフサービスの給油取扱所）で、車に給油を終えて給油ノズルを計量機に戻す際に誤って給油レバーを握ってしまい、ガソリンが噴出し衣服や顔面にかかり眼を負傷するなどの事故が新潟県内で複数発生しています。

セルフ式スタンドを安全に利用するために下記の注意事項を守っていただき、適切な方法で給油しましょう。

- ① 車の窓やドアは閉め、エンジンを必ず停止させてから給油する。
- ② 給油キャップを開ける前に必ず【静電気除去シート】に手を触れ、その人が一人で給油する。**※同伴者と交代しない**
- ③ 給油ノズルは給油口の奥まで差し込み、自動で給油が止まったらそれ以上給油しない。**※満タンの場合、注ぎ足しても多くて1.5リットル程度であふれます**
- ④ 給油を終えて給油ノズルを計量機に戻すときは給油レバーに手や指を掛けない。
- ⑤ 給油が終わったら確実に給油キャップを閉める。
- ⑥ 給油中にライターやタバコなどの火気、携帯電話やスマートフォンは使用しない。
- ⑦ セルフ式スタンドでは、顧客はレギュラー・ハイオク・軽油の計量機で車両の燃料タンクへの給油、灯油の計量機では灯油用容器などへの注油に限定されています。**※顧客がガソリンおよび軽油を携行缶などの容器に注油することはできません**
- ⑧ スタンド内に掲示されている注意事項を守る。



総務省消防庁のホームページにも【セルフ給油に関する注意事項】が掲載されていますので参考にしてください。

【URL：http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf】(PDF:439KB)



【お問い合わせは】

新発田地域広域事務組合消防本部

予防課 危険物係

電話：0254-22-8096